

司会者はこう見た

京都市立総合資料館 福島 幸宏

公文書館的機能の議論から始まる全史料協の新しい活動

当日フロアから指摘があったように、全史料協の新しい方向を探る報告に司会者として立ち会えたことは、個人的にもうれしいことであった。現在設置を検討している団体の担当者や、いわゆる歴史系以外からアーカイブズの世界に参入された方の発言が付論中に見られたのもありがたいことであった。

大会に先立って司会者用に送付されてきた報告集を一読した際、この富田報告と討論は、梅原・煙山報告とも連動した、総まとめ・総合討論的な位置付けになることを予想した。ところが、実際に参加してみると、私が参加した限りでも、前日の研修会の中島報告・太田報告とも連動していることがわかり、意を強くした。

中島・太田・梅原・煙山・富田の各報告が、それぞれの表現で主張していたことはなにか？それは、①館ではなく機能を、②未設置団体への設置戦略、③そもそも公文書館的機能とはなにか、という今後の全史料協の活動の根幹を見据えた議論であった。このうち、まず検討されるべきは、③の公文書館的機能とはなにか、であろう。

この点、富田報告の提起に引きつけてもう一度司会者なりに整理すると以下の2点になる。甲. 親組織資料の継続的な引継ぎがシステム化されていること、乙. 情報公開制度と別の枠組みで管理・公開されていること。この甲・乙両方がそろって初めて公文書館的機能であり、また、この甲・乙のみがあれば、公文書館的機能として把握されるべきである。

実はこの2点は、梅原・煙山報告での指摘や、富田報告でのフロアからの発言にもあったように、公文書館法第4条において、公文

書館は「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供する」施設と定義づけられていることを深化させたとも位置付けられよう。今回の公文書管理法の制定過程で全史料協は受け身の姿勢に終始してしまっただが、全史料協の活動の成果として20年以上前に生まれた公文書館法に立ち返り、その検討を深め、今後公文書管理法とともに大事にしておくことこそ肝要と考える。

この事を確認した上で、上記5報告や富田報告の討論で見えてきた現段階の戦略を整理したい。中島報告の後半で強調されていたことと重なるが、公文書は公文書館的機能でしっかりと管理運用し、地域資料は公文書館的機能が関与しつつ、地域での持ち合いで（公文書館的機能が保存することを排除しない）管理運用していく。究極的には、自治体以外の各団体にも公文書館的機能が求められるべきであろう。この地域資料保全のためには、公文書館・図書館・博物館の本質的な連携が必要になってくる。特に各自治体にまんべんなく設置されながら、今その方向性を模索してる図書館との連携が深められるべきであろう。

公文書管理法の制定にもかかわらず、機関会員の退会や伝統ある公文書館の縮小等がいつぎ、現在全史料協は危機的状況にある。この危機感を会員全体で共有しつつ、ではこの事態をどう打開すべきか、真剣に討議されるべきである。今年度大会の成果を受け止めれば、おそらく働きかける対象を根本的に考え直すことになるであろう。

来年度の京都大会に向けて、今年度の議論を受け継ぎつつ、公文書館的機能がどのように評価されるべきか、また地域資料の保全について図書館等とどのように連携できるか、この1年間真摯に討論されることを各位に望みたい。